

# 年頭所感

## 令和3年 年頭所感



福島県医師会会長

佐藤 武 寿

新年、明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるにあたり、一言、年頭のご挨拶を申し上げます。

会員の皆様におかれましては、健やかに新年を迎えられたことを心よりお慶び申し上げます。皆様にとりまして輝かしい年であることを祈念いたします。

さて、昨年は、未知のウイルスである新型コロナウイルスが世界中で猛威を振るい、国内においても全国的に新規感染者数、重症者数ともに増加傾向にあり、本県においても12月における入院者数が県が定める警戒ステージの3の数値を超えるなど収束が見通せない厳しい状況が続いております。こうした状況下で、会員の皆様はじめ医療従事者の皆様には、新型コロナウイルスに感染するかもしれないという大きな危険と隣り合わせの中で、地域医療の確保はもとより発熱患者への診療・検査対応など、日々患者さんの診療に取り組んでおられることに心より感謝申し上げます。

今年の新型コロナウイルス感染症対策は、昨年にも増して重要な取り組みとなりますが、今後の重要な対策の一つであるワクチン接種の動きが見えてきました。国内外で早いペースでワクチン開発が進められており、その供給が現実化しておりますし、昨年12月の国会において予防接種法の改正が行われるなど、早ければ今年の前半にも全国民に対するワクチン接種が見込まれます。ただ、今後、ワクチンの有効性や安全性について国内での検証を待つ必要がありますし、承認された場合でも接種の順位や実施体制など多岐にわたる準備が必要であります。いずれにしましても接種にあたっては、私たち医師の関わりは不可欠でありますので、今後の対応につきまして皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

昨年の本県の感染対策におきましては、内堀知事にコロナ禍における医療提供体制の重要性を認識いただき、県医師会が要望した対策を国に先駆けて具現化していただきまし

た。特に、コロナ患者を受け入れる医療機関の病床確保に向けた財政支援や、医療機関に万が一院内感染が生じた場合の休業等に対する経費支援など、医療機関のセーフティネットとなる事業を県独自で設けていただきました。これによって、厳しい医療環境にあるコロナ対応医療機関が、ある程度コロナリスクの負担を軽減され医療提供をできるようになりました。一方、県医師会におきましても、郡市地区医師会や会員のご協力をいただきながら、県が実施する宿泊療養施設への医師派遣事業や、県とかけつけ医等による診療・検査医療機関の集合契約に参画するなど、県と連携した取り組みを進めてきたところで

す。また、キビタン健康ネットを活用し、医療機関や薬局での感染者の薬剤処方やCT、MRIの各種画像検査に関する情報共有を図り、感染者の適切で迅速な診断、治療、搬送に寄与しているところです。

今後の喫緊の取り組みとしては、発熱者が身近な医療機関で検査等が受けられるよう「診療・検査医療機関」をさらに増やしていくこと、そしてこれに関して県が昨年12月に開設したコールセンター（民間委託の受診・相談センター）からの照会受け入れを全ての「診療・検査医療機関」に拡大していくことが重要であると考えております。また、コロナワクチンの優先接種が医療従事者を対象に行うこととされることから、これらに対する事前準備を早々に着手する必要があります。

会員の皆様には、今回の感染症をオール福島で乗り切ることができるよう更なるご協力をお願いいたしますとともに、国の補助金等支援策の活用についても積極的な対応をお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響で受診控えや健康診査の未実施などにより持病の悪化や早期発見の遅れなどが危惧されます

ので、県民に対して様々な機会を捉えて普及啓発にも取り組んでまいります。

### 地域包括ケアシステムの推進について

地域包括ケアシステムの構築においては、在宅医療の推進が不可欠であります。そのためには「多職種との情報共有」や「住民への普及啓発」「関係機関の人材確保・育成」「在宅医療提供体制の整備」などの課題を整理していく必要があります。そのため、昨年度、県より「福島県在宅医療・介護連携支援センター整備事業」を受託し、関係機関や市町村を対象とした研修会の開催や県民への普及啓発、各地域の在宅医療・介護連携の推進に取り組んでまいりました。

今後はさらに、在宅医療が県内で広く推進するよう郡市地区医師会や市町村のご理解とご協力をいただきながら、地域の特性に応じた在宅医療・介護連携支援センターの充実と整備促進に努めてまいります。

### 災害医療対策について

近年、激甚化しております豪雨、台風災害などの自然災害が今後も確実に予測されるため、引き続き、福島JMAT研修会の開催や福島JMAT要項の見直しを進め、災害対応力の向上を図ってまいります。

### 働き方改革と勤務医療環境改善について

令和6年4月から医師に新たな時間外労働上限が適用されることとなっております。それまでの間、全医療機関で「労務管理の徹底」や「労務時間の短縮」を進めることとなっておりますが、今のコロナ禍の中で初期の進め方が困難となるケースも予想されます。

県医師会といたしましては、県医療勤務環境改選支援センターを中心として、今後の新型コロナウイルス感染症の発生動向を踏まえながら、令和6年までには全医療機関で時間

外労働上限を超えることがないように各医療機関への普及啓発や研修会、個別相談などの対策に取り組んでまいります。

#### 医業承継支援事業の推進について

県から受託している「医業承継支援事業」は、医療機関の譲渡等を円滑に進めるだけではなく、地域住民の医療を確保するための医療機関の存続ということが大きな目的となっております。昨年12月には、待望の「医業承継バンク」第1例目のマッチングが成立し開業の運びとなりました。

今後もインターネット等を通じた広報をはじめ、調査個別相談会の開催や医業承継セミナーを引き続き開催し、開業希望医と承継希望医のマッチングを支援し地域医療体制の堅持に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご支援をよろしくお願いいたします。

#### 受動喫煙防止の推進について

昨年4月に「改正健康増進法」が全面施行され、福島県議会においては福島県議会受動喫煙防止に関する条例案検討会を設置し、「特に妊婦の命と健康を守り、子どもが心身健やかに成長し暮らせること」を主眼として、今年度中の条例制定が予定されております。県医師会としてもこの検討会に担当役員が出席し意見具申を行い、また、条例案に対しても、意見の申し出を行いました。

また、昨年度は受動喫煙防止対策の県民運動として県内各自治体、多くの賛同団体とともにイエローグリーンキャンペーン(リボン、ライトアップ活動)を実施し、さらに11月には、郡山市で開催された第14回日本禁煙学会学術総会に参加しました。今年も県民の健康寿命

の延伸に向けた重要な取組みとして、受動喫煙防止対策に取り組んでまいりたいと考えております。

#### 医療事故調査制度について

平成27年10月の制度発足から昨年で5年が経過し、医療事故調査・支援センターへの医療事故発生報告件数は、全国では年間370件前後の報告、本県においては5年間で35事例が報告されております。医療事故調査の具体的な取り組みについては、本会が中心となり福島県医療事故調査支援団体等連絡協議会を設置し、該当事例が発生した医療機関での院内事故調査委員会への外部委員の推薦をはじめ事故調査の進め方のアドバイスなどの支援活動を行っており、引き続き対応にあたってまいります。

#### 東北医師会連合会総会、学校保健・学校医大会の開催について

本年9月4日(土)・5日(日)郡山市、ホテルハマツにおいて第75回東北医師会連合会総会並びに学術大会及び第33回東北学校保健・学校医大会が本県医師会担当により開催することとなりました。コロナ禍の中での開催となりますが、感染対策には万全を期して有意義な会となるよう準備を進めてまいりますので、会員各位の多数の参加をお願いいたします。

令和3年も新型コロナウイルス感染症の影響は続くと思われませんが、新たな気持ちで執行部一丸となって対応してまいりますので、会員の皆様には、本会活動に対するご理解と更なるご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。